

第3 外部監査の結果

札幌市及び公立大学法人札幌市立大学についての監査結果は次のとおりである。

3.1 指摘事項及び意見の基準について

今回の監査の結果については、指摘事項と意見及び結果として特に指摘すべき事項がないものの3つの区分している。指摘については重大な違法性があるかまたは不当なものが該当する。この不当なものには著しく3Eの視点から問題があるものや発生主義会計から見て早急に是正すべきものが含まれる。

意見に該当するものは、著しく違法性や不当なものとはまでは言えないが、その管理の仕方やその内容について改善すべき点があるものを取り上げている。

最後に特に指摘すべき事項がないものとは、今回の監査を行った範囲においては特に指摘事項として述べるべき点が発見されなかったものが該当する。

3.2 札幌市市長政策室政策企画部企画課

I 概要

札幌市は、札幌市立大学の設立団体であり、大学運営に深く関わりをもっているが、主なものとしては運営費交付金及び施設整備補助金の交付決定及び大学運営のための中期目標の設定・評価と札幌市立大学の経営認定を行っている。

1 運営費交付金の決定方法

札幌市立大学が行う教育研究、地域貢献等を柔軟で安定的に実施できるように札幌市長が承認した中期目標に基づき大学運営に要する経費について学生納付金等の自己収入と支出を見積り、差額を運営費交付金として措置している。

2 施設整備補助金の決定方法

施設整備補助金については、中期目標において中期目標期間内の全体の整備計画及び

そのおおよその予算額が決定され、具体的な額の算出及び支出時期については各事業年度の予算編成等において決定される。

3 中期目標の設定・評価及び経営認定

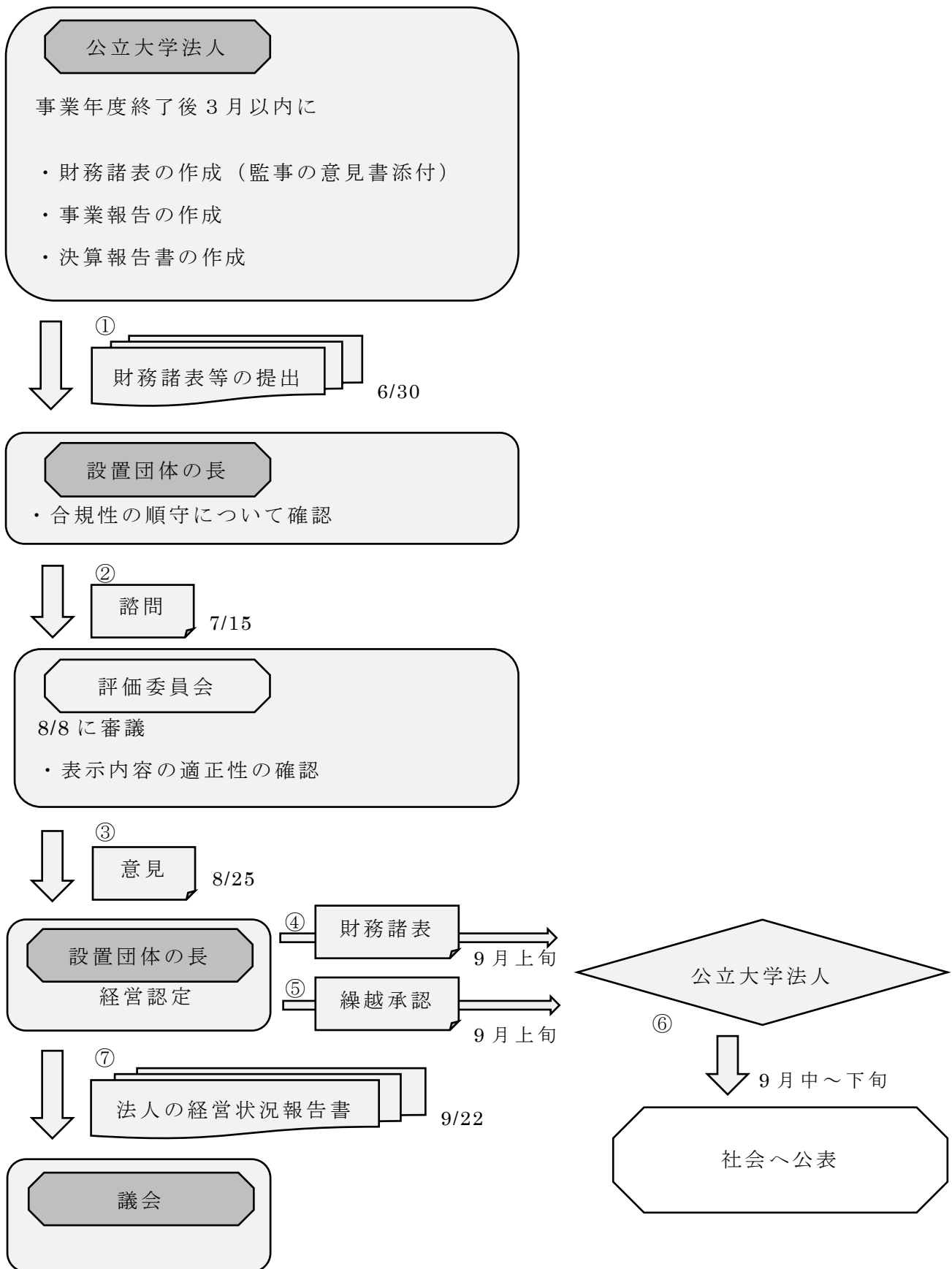
札幌市立大学の運営にかかる中期目標は札幌市が設定し、その中期目標を受けて大学側で中期計画を策定している。また、設立団体である札幌市においては札幌市地方独立行政法人評価委員会（以下評価委員会という）が設置され、その委員会が専門的で中立公平な立場で中期目標設定から大学の運営評価に関与し、大学の年度実績評価や中期計画における実績評価を行う。札幌市長の経営認定の際には意見陳述などを行うが、経営認定の根幹となる財務数値に関して財務諸表の合規性の確認は札幌市が行っており、評価委員会が行うのは財務諸表の表示内容の適正性の確認となっている。また評価委員会は、中期目標期間終了時にそれまでに累積した剰余金について、札幌市が行う次の中期目標期間に係る業務への充当承認についての意見も陳述することになっている。現在、札幌市立大学は第二期中期計画期間内であるが、いままでの計画期間は次のとおりである。

第1期中期計画期間 平成18年4月から平成24年3月までの6年間

第2期中期計画期間 平成24年4月から平成30年3月までの6年間

中期目標期間内の財務諸表・承認プロセスを示すと次のとおりである。

【3-2-I-図表1 財務諸表承認・繰越承認のプロセス】



(札幌市作成資料)

4 公立大学法人札幌市立大学に係る繰越承認（経営努力認定制度）の方法について

札幌市が行う経営認定について平成19年7月に評価委員会は、札幌市立大学の経営認定の基本的考え方を次のように示した。

（1） 経営努力認定の基本的考え方

「地方独立行政法人会計基準第71の内容を基本とする。国立大学法人と同様に、公立大学法人においては、地方独立行政法人会計基準により、運営費交付金債務は原則として期間進行基準により収益化することとされているが、これは行うべき事業を行うことを前提としたものである。したがって、公立大学法人においては、当該年度に行うべき事業を予定通り行えば基本的には収支均衡するものであり、このように行うべき事業を予定通り行った場合にあって剰余金が生じたときには、公立大学法人の業務運営の効率化などの結果とすることが妥当である。そこで、繰越承認を行うに当たっては、まず公立大学法人において、行うべき事業を行ったことを明らかにするとともに、札幌市としては、評価委員会の意見を踏まえつつ、事業の実施状況を確認する必要がある。」

（2） 毎年度における剰余金の繰越承認基準

上記の考え方をもとに基準としては札幌市が次のように設定している

- ① 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。
- ② 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。（本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合には、経営努力によらないものとする。）
- ③ その他、地方独立行政法人において経営努力によることと立証した場合は、経営努力により生じたものとする。

（3） 毎年度における剰余金の繰越承認方法

国立大学法人と同様に、下記項目を確認し要件を満たしている場合は、全額について繰越承認を行うこととしている。これは、上記（２）②の基準について客観的指標によることが判定の透明性を確保するためであると札幌市が理解しているためである。

① 客観的な指標である学生収用定員を在籍者が充足していること（国立大学法人と同様に、充足率が90%を下回った場合には、繰越承認を行わない。）。

札幌市より提出されたデータでみると札幌市立大学の充足率の状況は、次のとおり充足率が90%を下回った年度はない。

【3-2-I-図表2 学部別の定員充足率】

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
学部合計	101.9%	102.2%	101.6%	101.0%	101.1%	102.7%	103.4%	103.1%
デザイン学部	101.3%	102.5%	101.9%	101.1%	100.6%	102.8%	103.9%	103.9%
看護学部	102.5%	101.9%	101.2%	100.9%	101.5%	102.6%	102.9%	102.4%
博士前期課程合計					100.0%	97.2%	111.1%	108.3%
デザイン研究科 博士前期課程					100.0%	97.2%	88.9%	72.2%
看護学研究科 博士前期課程					100.0%	97.2%	133.3%	144.4%
博士後期課程合計							150.0%	116.7%
デザイン研究科 博士後期課程							133.3%	100.0%
看護学研究科 博士後期課程							166.7%	133.3%

（包括外部監査人作成資料）

② 年度評価において、全体として行うべき業務を行っているとの評価が可能であること。評価のポイントは次のとおりである。

※ 公立大学法人においては、評価委員会に提出する業務実績報告書の内容により、行うべき業務を行ったか否かについて明らかにしたこととする。

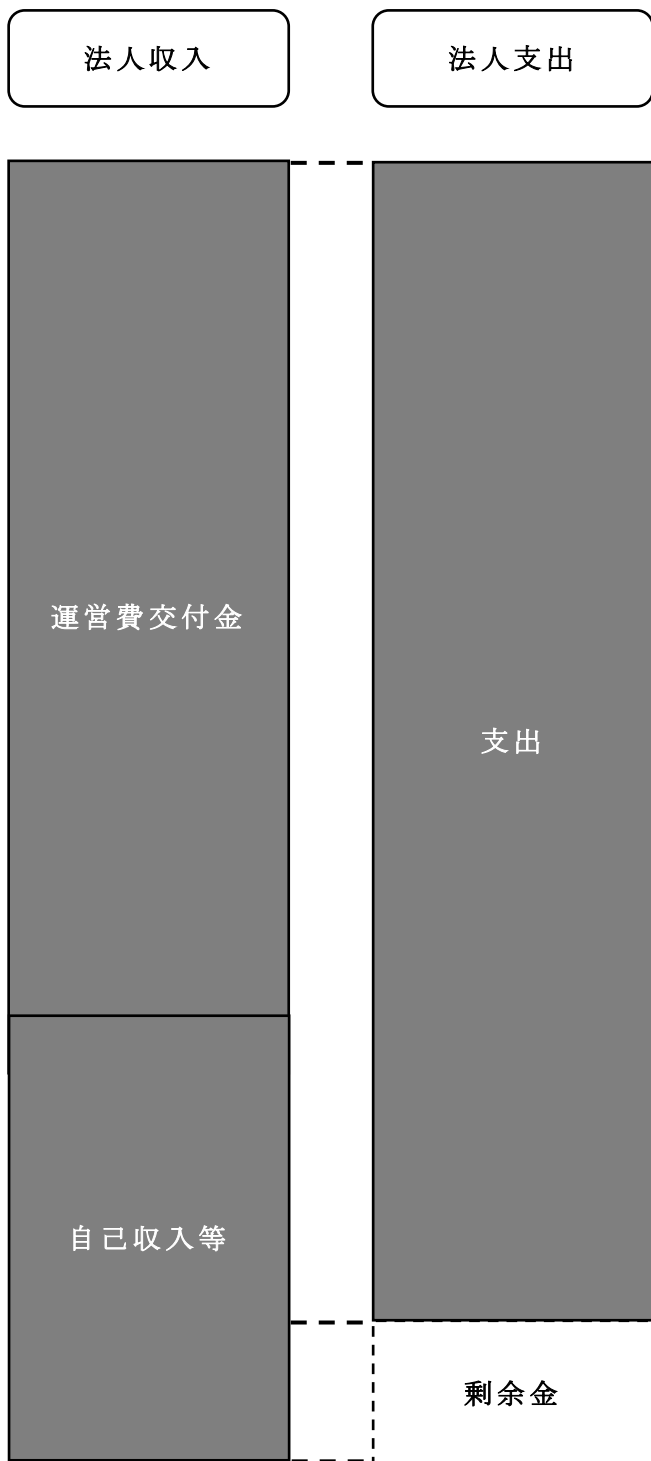
※ 評価委員会では、公立大学法人から提出を受けた業務実績報告書の内容を精査した上で、評価書の「全体評価」において、全体として行うべき事業を行っているか否かに係る評価を記載する。

※ 札幌市においては、評価委員会の意見（評価）を踏まえ、最終的な判断を行う。

上記2つの基準を満たした場合は、剰余金の全額について繰越承認が行われ、いずれかの要件を満たさない場合には、残った剰余金について中期目標期間終了時に札幌市に納付されることになっている。

この基準のなかで注意すべき点は年度評価の対象項目である。大学の年度評価はアウトプットまたはアウトカム中心の評価である。営利企業が行っているような財務数値を中心として利益計画を踏まえた業績評価とは大きく異なっている。財務数値による効果測定の点については、札幌市による運営交付金の算定のなかで行われていることになる。運営費交付金の算出に当たっては、その事業が開始前に査定されるため、想定外に事情が生じ、運営費交付金が交付されても事業の一部が達成されず、想定した経費がかかることなく運営費交付金に余剰額が生じ、結果、その額が剰余金となってしまう場合がある。札幌市においては第2期中期目標期間の開始年度より運営費交付金の算出方法として次のように定めている。

【3-2-I-図表3 第2期中期目標期間中の利益処分の考え方と運営費交付金の算出方法】



【運営費交付金の算定方法】

- ・人件費は、積み上げで算定を行い、必要額を交付している。
- ・物件費は、消耗品購入費用や資料等の印刷経費についてシーリング対象として、毎年5%の削減率を適用して算定している。
- ・研究費及びシステムリース費用、光熱水費などのその他の物件費については、交付金の執行状況等を確認し判断した上で必要額を算定している。
- ・なお、専任教員の定数を満たさなかったことで生じる未支出の人件費及び研究費相当分は、次年度の予算算定において減額調整している。

【利益処分の考え方】

○運営費交付金からの利益が生じた場合には、以下の2つの観点から、翌事業年度の中期計画で定める用途へ充てることを目的とし、繰越を認めている。

- ・各教育課程における学生収用定員を在籍者が充足していること（90%以上であること）
- ・評価委員会で実施する年度評価において、全体として行うべき業務を行っているとの評価が出来る

経営努力によって生じた剰余金とみなしている。

(札幌市作成資料)

第2期中期目標期間から開始した運営交付金の算定方法では、シーリング対象を設定したり、教員未採用の減額調整を持たせたりして、第1期中期目標期間よりはその算定方法について抑制的な手法を加味している。しかし、シーリング対象額が大学全体予算額のわずか平成25年度では8%程度であり、その効果は小さいと思われる。さらに執行状況の確認を行い必要額の算定を行っているとされているが、地域貢献推進事業費として計上されているサテライトキャンパスの賃料、管理費については、その支出効果の見極めをどの程度行っているか疑問も残る。基本的に運営交付金と自己収入の合計額から法人全体支出の控除した額をもって経営認定の前提となる剰余金とする計算方法には改善の余地があると言える。

(4) 第1期中期目標期間終了に伴う第2期中期目標期間に係る業務への充当承認について

札幌市立大学では、第1期中期目標期間終了年度において、その期間中に剰余金によって積立てられた目的積立金の第2期中期目標期間への充当承認を札幌市へ申請し、札幌市によって承認が行われているが、その承認についての札幌市の基本的考え方は次のとおりである。

① 承認の基本的考え方

地方独立行政法人は、中期目標期間の最後の事業年度に残余（積立金）があるときは、設立団体の長の承認を受けた金額を、次の中期目標期間に係る中期計画の定めるところにより、その業務の財源に充てることができることされており、また、設立団体の長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとの地方独立行政法人法の考え方に基づくものとする。

② 承認における観点

- ・客観的指標である学生収用定員を在籍者が充足していること
- ・第1期中期目標期間の評価において、全体として行うべき業務を行っているとの評価が可能であること

上記二つの理由により、公立大学法人札幌市立大学から提出された第1期目標期間における積立金の処分については、積立金残高全額を第2期中期目標期間に係る業務への充当が承認された。

第1期中期目標期間における積立金残高は次のとおりである。

178,637,280 円 (A+B)

目的積立金（平成18年度～22年度）活用残（A）

25,340,320 円 A

平成18年度～19年度累計残高 195,912,203 円

平成23年度取崩 170,571,883 円

※桑園キャンパス増築等建設、芸森キャンパス施設改修工事に使用

積立金（平成23年度事業年度における利益）活用残（B）

153,296,960 円 B

【内訳】

退職引当金相当額 117,332,682 円

経営努力による利益 35,964,278 円

II 監査の内容

札幌市市長政策室政策企画部企画課とのヒアリング及び予算査定資料及び運営交付金の執行状況の確認し、分析検討を行った。また、札幌市立大学の利益処分の状況についてヒアリング及び資料の分析検討を行った。

III 監査の結果及び理由

【意見】第1期中期目標期間内において、想定した教員等の人数が満たなかった年度が複数あり、そのため多額の剰余金が生じる結果となった。経営認定を行う場合の基準には業績評価としての年度評価や中期計画評価だけでなく、財務的数値をもとにした費用対効果測定の基準についても採用すべきである。

【理由】

包括外部監査人が確認したところ、教員等の人数が満たなかったことにより運営交付金の余剰額が生じたケースは、第1期中期目標期間内において少なくとも平成20年度から平成23年度にかけ、毎年度発生していた。その金額は包括外部監査人の試算で約2億円に達する。第1期中期目標期間内においては、第2期中期目標期間の運営費交付金算出方法が存在しなかったため、運営費交付金は各年度で減額事由が生じても減額されることはなかった。その結果、そのまま経営認定されて目的積立金として累積された。第1期中期目標期間終了年度において、数年間分をまとめて剰余金の調整として、運営費交付金5000万円の減額を行っている。目的積立金に積立てられた額は、大学校舎の建設資金に充てられていた。この点について札幌市においては、毎年度の繰越承認の基準となる充足数基準と業績評価基準を満たしていたため、承認されたものであるとしている。また、第1期中期目標期間終了時の繰越承認においても、各年度の承認基準を満たしており、繰越承認が行われている。

第1期中期目標期間（6年間）の損益状況と教員数から運営交付金の余剰額を推定すると次のようになる。

【3-2-III-図表1 第1期中期目標期間における教員の採用予定数(交付金算出の基準)及び実際の教員の採用状況】 (単位：人)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算教員数	48	69	80	80	82	82
実際教員数	46	64	69	73	75	71
差引	2	5	11	7	7	11

【3-2-III-図表2 第1期中期目標期間における経常費用】

損益計算書	平成18年度 (平成18年4月1日～ 平成19年3月31日)	平成19年度 (平成19年4月1日～ 平成20年3月31日)	平成20年度 (平成20年4月1日～ 平成21年3月31日)
経常費用	(単位:千円)	(単位:千円)	(単位:千円)
業務費			
教育経費	190,844	243,880	309,191
研究経費	82,226	102,316	115,730
教育研修支援経費	71,305	87,788	82,029
受託研究費	40,867	27,884	11,689
受託事業費			
役員人件費	35,122	36,813	37,155
教員人件費			
常勤教員	424,651	612,254	656,123
非常勤教員	12,678	18,822	22,670
職員人件費			
常勤職員	204,942	233,102	249,015
非常勤職員	60,698	96,662	116,553
一般管理費	277,224	294,526	295,817
財務費用			
支払利息	17,643	13,591	8,994
雑損			
経常費用合計	1,418,201	1,767,637	1,904,968

損益計算書	平成21年度 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	平成22年度 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)	平成23年度 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)	合計
経常費用	(単位:千円)	(単位:千円)	(単位:千円)	(単位:千円)
業務費				
教育経費	334,092	248,813	282,545	1,609,364
研究経費	139,321	105,019	104,914	649,527
教育研修支援経費	78,618	79,725	77,148	476,614
受託研究費	16,641	14,223	14,410	125,713
受託事業費				0
役員人件費	1,767	35,736	44,223	190,816
教員人件費	36,420			36,420
常勤教員	692,699	712,479	709,141	3,807,348
非常勤教員	22,365	35,547	31,949	144,031
職員人件費				0
常勤職員	288,402	272,378	267,796	1,515,635
非常勤職員	115,547	122,291	123,695	635,447
一般管理費	400,811	366,109	339,983	1,974,470
財務費用				0
支払利息	7,863	5,877	7,015	60,983
雑損				0
経常費用合計	2,134,547	1,998,196	2,002,818	11,226,367

【3-2-III-図表3 第1期中期目標期間における経常収益】

損益計算書	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	(平成18年4月1日～ 平成19年3月31日)	(平成19年4月1日～ 平成20年3月31日)	(平成20年4月1日～ 平成21年3月31日)
経常収益	(単位:千円)	(単位:千円)	(単位:千円)
運営費交付金収益	1,210,423	1,457,413	1,582,279
授業料収益	86,859	173,583	274,374
入学金収益	35,137	41,327	41,355
検定料収益	11,036	12,216	11,589
受託研究等収益			
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	2,500	13,917	13,426
国又は地方公共団体以外からの受託研究等収益	42,858	17,198	500
受託事業等収益			
国又は地方公共団体以外からの受託事業等収益			
施設費収益			17,967
補助金等収益	5,593		16,124
寄附金収益	7,416	12,730	5,465
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	1,013	11,866	18,001
資産見返補助金等戻入			245
資産見返寄附金戻入	212	742	1,220
資産見返物品受贈額戻入	19,005	19,158	19,257
財務収益			
受取利息	389	934	1,048
雑益			
科学研究費補助金等間接経費収益	2,970	8,070	5,376
大学入試センター試験実施経費収入	377	447	434
財産貸付料収入	17	17	17
講習料収益			1,400
文献複写料		5	38
公開講座収益		2,544	409
その他の雑益	2,874	3,229	3,566
経常収益合計	1,428,678	1,775,397	2,014,089

損益計算書	平成21年度 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	平成22年度 (平成22年4月1日 ～平成23年3月31日)	平成23年度 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)	合計
経常収益	(単位:千円)	(単位:千円)	(単位:千円)	(単位:千円)
運営費交付金収益	1,512,046	1,459,643	1,442,454	8,664,257
授業料収益	371,293	396,737	419,079	1,721,927
入学金収益	47,968	46,911	51,747	264,446
検定料収益	13,863	13,147	14,208	76,059
受託研究等収益				0
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	13,375	12,301	12,718	68,236
国又は地方公共団体以外からの受託研究等収益	5,246	4,000	3,289	73,091
受託事業等収益				0
国又は地方公共団体以外からの受託事業等収益	2,430			2,430
施設費収益	121,506	5,466		144,938
補助金等収益	22,827	21,105	15,524	81,173
寄附金収益	1,760	815	515	28,701
資産見返負債戻入				0
資産見返運営費交付金等戻入	26,272	35,207	34,861	127,220
資産見返補助金等戻入	750	785	2,832	4,611
資産見返寄附金戻入	2,010	4,653	4,540	13,377
資産見返物品受贈額戻入	18,324	16,929	16,835	109,508
財務収益				0
受取利息	233	205	159	2,968
雑益				0
科学研究費補助金等間接経費収益	5,012	6,549	8,338	36,315
大学入試センター試験実施経費収入	399	897	908	3,463
財産貸付料収入	17	56	103	227
講習料収益	1,680	1,410	1,540	6,030
文献複写料	115	134	157	450
公開講座収益	1,231	438	125	4,745
その他の雑益	3,422	4,065	4,151	21,309
経常収益合計	2,171,779	2,031,452	2,034,084	11,455,479

(包括外部監査人作成資料)

【3-2-III-図表4 第1期中期目標期間経常損益集計(平成18年度から平成23年度までの6年間)】 (単位:千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常費用	1,418,201	1,767,637	1,904,968
経常収益	1,428,678	1,775,397	2,014,089
経常利益	10,477	7,760	109,122

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
経常費用	2,134,547	1,998,196	2,002,818	11,226,367
経常収益	2,171,779	2,031,452	2,034,084	11,455,479
経常利益	37,232	33,256	31,266	229,112

第1期中期目標期間はすでに終了しているが、上記のとおり、6年間合計の運営費とさ

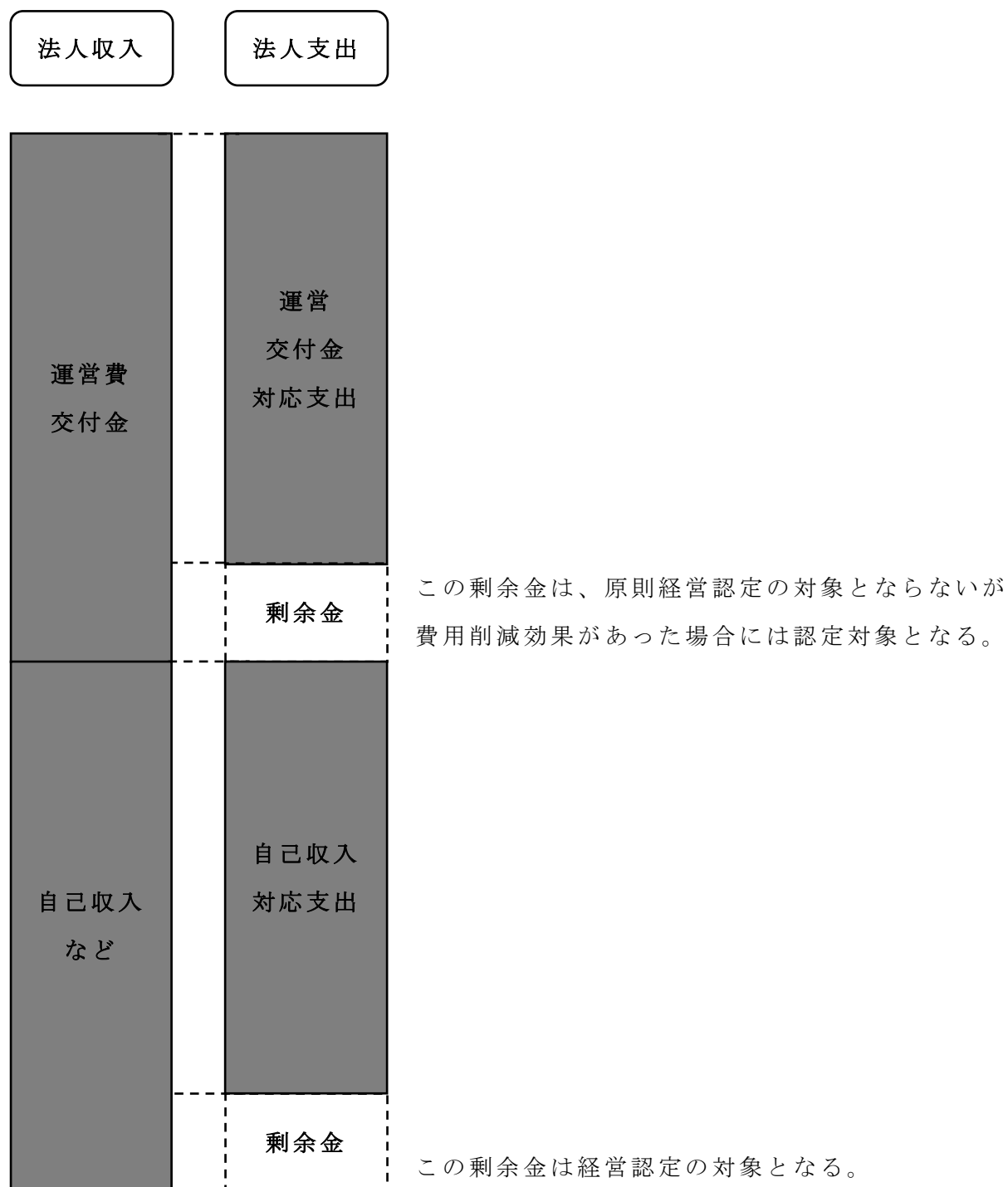
れる経常費用合計額が 112 億円であり、その費用に充てられる経常収益合計は 114 億円となっており、その期間の経常利益は約 2.2 億円である。各年度の経常利益をみると平成 20 年度が約 1.1 億円であり、平成 21 年度、22 年度、23 年度はそれぞれ約 3 千万円程度計上されている。同時期の交付金算出上の教員予定及び実際に採用された教員は上記記載のとおりであり、未採用人数の差異は平成 20 年度が 11 人、平成 21 年度、平成 22 年度がそれぞれ 7 人、平成 23 年度が 11 人となっている。教員 1 人につき人件費等のコストは約 9 百万円程度と見積もられる。この見積額をもとに試算すると、未採用による運営交付金の余剰額は、平成 20 年度が 1 億円、平成 21 年度、平成 22 年度が 6 千万円、平成 23 年度が 1 億円で合計 3.2 億円となる。ただし、教員未採用による非常勤講師の人件費などの増加コストも生じており、また第 1 期中期目標期間終了年度である平成 23 年度の運営交付金については、5 千万円減額査定も行われているため、試算額 3.2 億円がそのまま余剰額とはならないと考えられる。第 1 期中期目標期間当時における運営交付金関係資料については札幌市の書類保管期間も過ぎており、一部しか存在してないため確定できないが、札幌市も認めているように、実際の経常利益 2.2 億円のほとんどが教員未採用による利益と推定される。

このような理由による利益が経営認定され、運営の継続性が認められていくと、今後厳しい経営環境が想定される大学運営にとって、大学が主体性をもって運営を行うためのモチベーションが下がり、長期にみてプラスになるとは考えられない。また、現在は札幌市が運営交付金の算定のなかで大学の実質的な財務的評価を行っているのと同様であり大学との関係における透明性や運営の独立性があいまいとなる可能性がある。公正性の高い評価委員会が設置されているのであるから経営認定の基準としてアウトカムとしての年度評価や中期計画評価だけでなく、コスト意識と運営の安定的継続性を確保するために費用対効果の測定の基準を設定することが重要であると考えられる。

費用対効果測定の基準は、投入した資源をどれだけ使ったか（インプット＝コスト）を中心に、どれだけ生み出したか（アウトプット＝提供したサービス）、どれだけの効果をあげたか（アウトカム＝成果）との関係から最小コストで最大効果をあげているかを重視する基準である。札幌市が行っている大学の評価は、アウトプットまたはアウトカムのみの評価を重視しており、予算額どおりに予算執行されればよしとするものであり、費用対効果を重視した経営認定の考え方ではない。そのためインプットへの焦点の当て方が弱い。最少コストの投入で最大効果を求めるためには測定を行うことが重要である。第 2 期中期目標期間からの運営交付金の算定方法では、算定方法が存在しなかった第 1 期中期目標期間よりは予算抑制的である点で改善されていると言えるが、基本的に事前関与型によって

札幌市と大学が交付金算定のなかで運営に強く関与している形態である。事後チェック型の関与で経営認定の費用対効果測定にも利用できる運営交付金の算定方法としては次のようなものが考えられる。

【3-2-III-図表5 新たな運営交付金算定方法のイメージ図】



(包括外部監査人作成資料)

この算定方法のメリットは、①運営交付金とその交付金から支出された支出額及び自己収入と自己収入から支出した支出額との区分することで、それぞれ区分された収入から発生した剰余金が明確化され、それぞれの剰余金を測定できる点である。自己収入から生じた剰余金は経営努力によるものであろうし、運営交付金から生じた剰余金については本来行うべき事業をおこなわなかったのか、コスト削減によるものなのか分析することで経営努力認定すべきかどうか判定もできる。また、この算定方法のほうが現在の算定方法よりも事後チェック型の関与となる点、透明性が高い点、大学においても自己努力による剰余金の算定ができ、主体的経営に役立つ点などがあげられる。なお、認定がされない剰余金については札幌市へ納付することになる。

札幌市の調査では他の政令指定都市においても、名古屋市を除き、教員未採用から生じる交付金収入の剰余金についても経営努力認定されているとしている。しかし、その処理が妥当かどうかは、剰余金のうちどの程度の割合を占めるかなど、具体的、個別的に検討していかなければならない。特に札幌市立大学の平成20年度から平成23年度決算において生じた剰余金については、そのほとんどが教員未採用により生じたものであると推定できる。情報開示の点からも、費用対効果測定の重要性を認識する必要があると考える。

【意見】 退職金引当額として、第1期中期目標期間終了時において積立金と処理された額について、第2期中期目標期間内において支出される退職金以外で使用されないよう情報開示を行うなどの措置を検討すべきである。

【理由】

大学では第1期中期目標期間中から、平成28年、29年ごろに教員の大量退職者が出ることが想定されるために、退職金想定額の一部を運営交付金として交付し、第1期中期目標期間終了時に積立金として積み立てたものが約1億1700万円ある。札幌市と大学の関係において大学職員の退職金は札幌市で負担することになっている。通常、運営交付金で退職金を負担する場合にはその退職金を支出する年度に交付することになっている。それを札幌市においては大量退職者への支出に備える積立金に充てるために、毎年度想定額の一部を前倒しで交付している。札幌市の財政面を考慮しての措置であると札幌市は回答しているが、その算出方法は退職給与引当金のように、要支給額をもとに正確に計算されたものではない。また、積立金が退職金のみで使用され、残額があった場合には札幌市へ返還すべきかどうかの決定もされていない。残額処理についての方針を決定し、情報開示等の措置を行うべきである。札幌市が想定している退職金とその発生時期は次のとお

りである。

札幌市立大学が第2期中期目標期間における未経過期間（平成26年度以降平成29年度まで）の想定退職金額

【3-2-III-図表6 第2期中期計画期間における想定退職金】

（単位：千円）

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
定年退職者退職金	7,500	55,300	101,100	6,700
期間満了者退職金	14,200	14,200	14,200	14,200
合計	21,700	69,500	115,300	20,900

（包括外部監査人作成資料）

第2期中期目標期間はあと4年程度あり、その期間内のどの時期に第1期中期目標期間終了時に目的積立金化された1億1700万円を取崩すのか決定されていない。また、第2期中期目標期間においても每期予定退職金の一部が交付金として交付されており、その使用時期も明確ではない。

【意見】 運営交付金として交付される金額のなかに地域貢献推進事業費としてサテライトキャンパスに対する賃料及び管理費が支出されている。この事業費はシーリングの対象となっておらず、サテライトキャンパスの利用状況をみれば、学内会議及びその他が多数あり公開講座などの直接的な地域貢献事業の割合が10%程度に満たないものである。この事業に対する交付金の査定の仕方を改善すべきである。

【理由】

札幌市立大学では、平成16年7月の基本計画に札幌市立大学として中心部にサテライト施設の設置が盛り込まれ、さらに大学における第2期中期計画においても、地域貢献の講座などを行うため、札幌駅前のアスティ45においてサテライトキャンパスを設置している。このビル及び管理契約者は形式的には札幌市立大学となっているが、その賃料及び維持管理費（年間約1800万円）は、すべて札幌市の運営交付金によって賄われており、大学側での負担は一切ない。一方で、札幌市市長政策室政策企画部企画課の行政評価において、大学への評価基準としてまちづくり活動や職業人支援講座の開催などを掲げており、市民講座を含め地域貢献活動を大学へ強く促している面がある。地域貢献活動について札

幌市立大学の平成25年度年報を見ると、受託研究が18件、地域連携研究センターへの貢献活動協力依頼が27件、その他貢献活動96件などあるが、いずれも大学外での活動が中心でサテライトキャンパスがほとんど利用されていない現状である。また、サテライトキャンパスの利用状況においても、会議関係が全体の20%強となっており、公開講座の割合より高くなっている。会議の利用状況では、平成25年10月から平成26年3月までをサンプル調査した結果、参加人数が10人未満の少人数の会議が35回行われており、研究目的の会議であっても大学の職員が大学からサテライトキャンパスまで出かけて会議を行ったほうが明らかに効率的であったのか疑問である。また、その他の利用状況のなかには大学職員への採用試験に利用されたものも含まれている。これらは明らかに地域貢献事業との関連性が薄い。このような利用状況では地域貢献を行うためにサテライトキャンパスの使用が絶対的に必要なものではないのは明らかである。また、サテライトキャンパスの実質の賃料等負担は札幌市が行っており、地域貢献事業を行うために最少コストで最大効果を生むために視点として、負担している地域貢献事業費について事業のあり方を含め検討すべきである。

IV 札幌市の一般会計と地方独立行政法人の会計の違いについて

札幌市の一般会計が採用している会計はいわゆる官庁会計であり、収入と支出の区分により資金の収支のみを管理するための会計である。一方で札幌市立大学が採用している会計は複式簿記による発生主義の会計である。この会計の違いについては、運営交付金の経済性及び効率性、有効性の評価を行う場合に十分に注意しておくべきものである。札幌市の一般会計においては、その会計年度内に支出したことにより予算執行が完了となるが、札幌市立大学においては、受け取った運営交付金の収益としての効果が認識されるのは複数年度に渡ってである。札幌市立大学では地独会計基準による収益の認識基準に基づき受け取った運営交付金を収益に計上することになっている。つまり受け取った年度において必ずしもすべてが収益としているわけではなく、収益計上されなかった運営交付金は負債として認識される。大学の運営上予定されていた事業が当該年度に収益化されなかった運営交付金について、札幌市において交付金の執行状況のチェック機能を果たすためには一般会計において支出された年度だけでなく、その支出後の年度においても継続して大学の業務の遂行状況と支出の効果の見極めを行うことが必要である。

